

## 京都市立高等学校授業料減免制度について

「高等学校等就学支援金」が所得額の基準超過により受給できず、授業料の納入が必要な世帯に対して、失業や被災等により収入が激減し所得が低くなった場合、京都市立高等学校授業料減免制度（授業料を免除する制度）を申請することができます。

### 〈授業料免除になる例〉

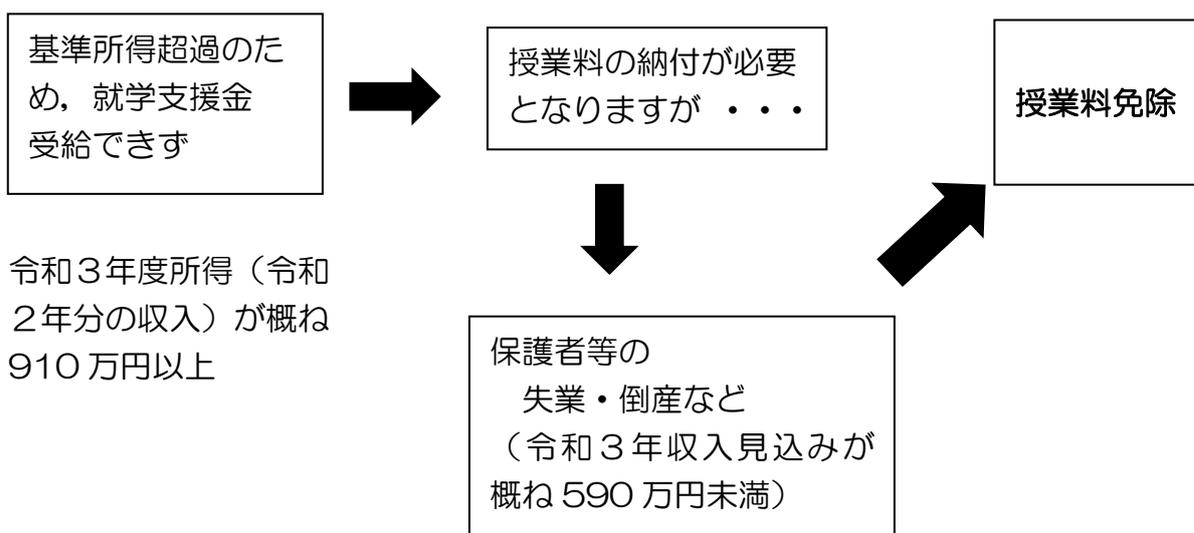
- ・失業や勤めていた会社の倒産(自営業等は廃業した場合)等により、所得（見込み）額が著しく減少した場合
- ・火災や風水害で著しい損害を受け、支出が増大、または収入が著しく減少し困窮した場合

所得額の基準は世帯人員等により異なりますが、令和3年の保護者等の収入の合算額の見込みが概ね590万円未満です。

※京都市立高等学校授業料減免制度には審査がありますので、申請されても認定されない場合があります。

※なお、一度納付された授業料につきましては、免除対象になりませんので、ご注意ください。

### 〈イメージ〉（抜粋）



上記は例となります。

なお、この制度を利用される場合は、令和3年度の高等学校等就学支援金受給資格認定申請をしていただく必要があります。ご不明な点等ございましたら、西京高等学校事務室（075-841-0010）木下までお問い合わせください。